

平成18年7月11日

景観整備機構指定申請に当たって

(社)岡山県建築士会
会長 黒住 隆

■ (社)岡山県建築士会の活動目標として

会員が会に所属する目的は、会員相互の親睦のなかで自己研鑽に励み建築士の資格を通して地域社会に貢献することであると考えます。

建築士会活動はそれら会員の共通の目標を設定して地域社会に貢献することが必要な時にある。

私達建築士は建築に係わるさまざまな分野で社会と共にあるが「建築に係るものづくり」という共通の場で社会に貢献していると自負したい。

「建築に係るものづくり」は地域の景観形成に大きな関わりを持っている。そのような意味から、私達建築士の目標とするものを「景観育成」に求めることは多くの理解を得られるものと考えます。

今後、さまざまな議論を踏まえて本建築士会の方向を見出すことが必要であると考えているが、一つの方向を示すものとして提案しているところである。

■ 指定申請の理由

景観法の施行に従った景観条例の施行に伴い、県下の景観行政が積極的に展開され、地域の景観計画策定が順次進められることが予想される。

そうしたとき「景観」に関して建築士として、また、建築士会として無関心であることは許されない。景観条例の施行に団体として積極的に関わり地域社会に貢献することが私達の責務の一つでもある。

法で定められた景観整備機構の果たすべき役割のうち、本会が参加できる部分からでも積極的に参加したい。

■ 機構の業務のうち(景観法第93条)どの項目を視野に入れるか

1. 良好な景観の形成に関する業務を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
2. 良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。
3. その他良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。

■ 業務の実施体制

地域の景観形成に寄与するという趣旨から、本会各支部に組織をつくり地域社会の要請に応えることとする。本会はこれら組織の円滑な運用を支援するための組織作りをする。当面は組織作り、会員の研鑽・研究の時間を必要とするが積極的な活動に向けて努力しなければならない。

平成18年7月11日

(社)岡山県建築士会は、県下初の景観整備機構となりました。

(社)岡山県建築士会では、地域の景観の育成への取組みをより確実なものとするため、岡山県知事に景観整備機構の指定申請を行い、このたび、県下初の景観整備機構として指定を受けました。

地域の景観は、地域において積み重ねられてきた暮らしなどが表出したものであり、居住環境の向上等住民の生活に密接に関係するものであることから、その育成は地域の方々が自ら取り組むことが望ましいとされています。

また、自然、歴史、文化、風土等の多くの地域特性を踏まえ、法制度等を把握し、取組みを進めるためには、専門家による情報の提供や助言が有効であるとされています。

建築士は、住宅の設計に携わるなど身近な専門家であることから、これまでも多くの本会会員が地域の景観育成に携わり、地域の方々を支援してまいりました。

一方、景観法においても、住民主導の取組を支援する仕組みとして景観行政団体である県が公益法人等を景観整備機構として指定する制度が創設されました。

本会では、景観整備機構となり、地域密着型の専門家集団として、景観育成に取り組む地域の方々の支援をより一層進めてまいります。

(参考)

1. 申請者

岡山県岡山市内山下1-3-19

社団法人 岡山県建築士会

会長 黒住 隆

2. 申請日

平成18年7月11日(火)

3. 指定日及び指定番号

平成18年8月1日(火) 第1号

4. 指定後の予定業務

- (1) 良好な景観の形成に関する業務を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- (2) 良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。
- (3) その他良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。

社団法人 岡山県建築士会 担当 伊藤 昭

岡山市内山下1-3-19 (建築会館内)

電話 086-223-6671 FAX 086-221-2185

E-mail oka1@atlas.plala.or.jp